

2023.08.08

階段の手すり据え付け 工事に伴う会計処理

Q

お客様からのご質問

私は建設業の経理担当者です。

当社では高齢者が多くなり、階段が急だという指摘がありました。そこで今回、2階への階段に手すりを設置いたしました。協力企業にお願いしたので、工事費込みの手すり台19万9千円で済みました。この工事費は会計上、修繕費として損金経理できるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

今回のケースは、修繕費か資本的支出（資産計上）かの問題だと思います。通常、手すりをつけることによって、新しく価値を増加させることになるので、本来は資産計上の問題が生じると思います。しかしながら、法人税基本通達 7-8-3 によって、少額の修繕に伴う支出は、損金算入できるという規定がございます。この基準は、20万円未満となっております。御社の場合、税込金額か税抜金額かは分かりませんが、支出金額が20万円未満なので、全額修繕費として処理しても良いと考えます。

法基通7-8-3

一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等（以下7-8-5までにおいて「一の修理、改良等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、その修理、改良等のために要した費用の額については、7-8-1にかかわらず、修繕費として損金経理をすることができるものとする。（昭55年直法2-8「二十六」により追加、平元年直法2-7「五」、平15年課法2-7「二十」、令4年課法2-14「二十二」により改正）

- (1) その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が2以上の事業年度にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下7-8-5までにおいて同じ。）が20万円に満たない場合
- (2) その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

（注）本文の「同一の固定資産」は、一の設備が2以上の資産によって構成されている場合には当該一の設備を構成する個々の資産とし、送配管、送配電線、伝導装置等のように一定規模でなければその機能を発揮できないものについては、その最小規模として合理的に区分した区分ごととする。以下7-8-5までにおいて同じ。

キド先生からのコメント

なお、修繕費か資本的支出かについての税務判断は、税務調査において、よく揉めるところですので、今回のような支出については必ず、顧問税理士にご確認することをお勧めいたします。以上、詳しくは「タックスアンサー No.5402 修繕費とならないものの判定（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5402.htm>）」をご確認ください。

